

令和8年度第1回箕面市子ども・子育て会議 議事概要

◆日時：令和8年8月28日（金）15：00 ～ 15：55

◆場所：箕面市役所本館2階 特別会議室

◆出席者：

【委員】

馬場会長、澤田委員、北本委員、山中委員、岸上委員、岩崎委員、福井委員、高橋委員、瀬尾委員、成光委員

【事務局】

藪本副教育長、今中部長、山田副部長、森川課長、渡邊課長、横田課長補佐、黒川、辰巳

◆議事内容

1. 開会

2. 案件

（1）「令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画」の策定にかかる意見聴取について

（事務局）

- （資料1-1、1-2に基づいて、「令和8年度保育提供体制の確保のための実施計画」について説明）

（福井委員）

- 資料1-2において「令和8年度に財政支援を希望する項目」として4つ項目の説明があったが、他にどのようなメニューがあったのかお聞かせいただきたい。

（事務局：森川課長）

- 待機児童が出ている、もしくは出ると見込まれる場合に受けられるメニュー

が他に4つある。

- 1つ目は民有地のマッチング事業。土地の所有者と保育所を開設したいという事業者をマッチングする。そのマッチングを行う費用の補助を行うもの。
- 2つ目は保育利用支援事業。育児休業終了後の入所予約の仕組みを設けることによって、職場復帰に向けた保護者の不安を解消する事業。
- 3つ目は認可化移行運営費支援事業。認可外保育施設が認可保育所や認定こども園、小規模保育事業所などの認可施設に移行する場合の経費を補助するもの。
- 4つ目は幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業。現在11時間以上開園しており、かつ長時間の預かり保育を行っている私立幼稚園が事業開始5年以内に幼保連携型又は幼稚園型の認定こども園に移行する場合に、預かり保育事業の補助を行うもの。
- 今、本市で必要かつ利用できるものということで、資料1-2でお示したメニューでエントリーしている。

(福井委員)

- 待機児童を解消するというのが一番の目的かと思う。エントリーしている4つのメニューで待機児童が解消するのであれば、喜ばしいこととは思っているが、この4つのメニューで大丈夫という見立てか。

(事務局：森川課長)

- 前回の会議で現在実施している一時預かり事業で十分な枠が確保できていないという話題になったが、今回の「緊急一時預かり事業（一時保育）」は、まず保育所を待機になっているという前提で、その保育が必要な子どもを入所が内定するまで預かるというもの。
- その間は、保育所を利用している子どもと同等とみなされ、待機児童数に含まれないため、待機児童の解消に繋がる。

(事務局：今中部長)

- 子ども・子育て支援法の地域子育て支援事業の中の「一時預かり事業（一時保育）」というメニューには、リフレッシュなどで使っていただく場合や、幼稚園の預かり保育など、色々な形態があり、今回エントリーしているのは「緊急一時型」という、また別の形態になる。

（馬場会長）

- そもそもの供給量が少ないというのは一時保育全般に関してか。

（事務局：森川課長）

- そうである。仕事をしていないが、一時保育をたまに使いたいというニーズへの供給も足りてないという状況。

（高橋委員）

- 「令和８年度保育提供体制の確保のための実施計画」は令和１１年までが対象期間となっているが、国の財政支援が令和１２年以降も継続される見込みはあるのか。
- 宿舍の借り上げ支援事業は以前からされていると思うが、令和１１年で終わってしまうのであれば、国の財政支援を前提に行っている事業は別の財源を考える必要も出てくると思われる。

（馬場会長）

- いきなりもう来年はありませんというようなことはないのか。

（事務局：森川課長）

- 今回エントリーしているメニューには継続と新規の２種類がある。新規は、待機児童が去年出ている、もしくは今年出る見込みがあるという場合にエントリーが可能となる緊急の待機児童対策としての施策。継続は地域課題に対応した施策。本市の場合は都市部に分類されるため、都市部の地域課題に対応した補助が受けられる。
- 宿舍借り上げ支援事業については、国による１年ごとの要綱で、次年度も財政支援が受けられるかは通知が来るまで分からないため、いつまで財政支援が受けられるかは我々では分かりかねるが、少なくとも今年度については補助があることは確定している。

（高橋委員）

- その財政支援が切れてしまったら、そもそも施策がなくなる、又は別の財源から補填する必要がある出てくるということか。

（事務局：森川課長）

- そうである。宿舎借り上げ支援事業は、施設が職員に補助を行っていることに対して市が補助し、その市に対して国が補助している。市が国の制度がなくなったから止めますとなった場合に、保育士さんのために宿舎を借りている施設が止めますと言えるかということ、なかなか言いづらいのではないかなと思う。

(2) 第五次箕面市子どもプランの「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」における代用計画の策定にかかる意見聴取について

(事務局)

- (資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3 に基づいて、「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」における代用計画について説明)

(馬場会長)

- 代用計画の位置付けについては、既に提出している 5 年間の子どもプランに内容を追加するにあたって、プランそのものを変更するのではなく、「ここを追記します」というものを、記載事項に書いて出したら、プランを変えたことになりますよというのが、代用計画という理解で良いか。

(事務局：森川課長)

- そうである。本来は子どもプランに書く必要があるが、別で代用計画を 1 枚作るだけでプランを書き換えなくてもよいという内容。今回は国の通知で、あくまで今回限りの代用措置で認められたもの。

(福井委員)

- 資料 2-2 で、「乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保」という記述があるが、資料 2-3 を見ると、令和 8 年、9 年は 20 人ほどの必要数しかない。利用終了後は確実に入れるのか、これが実は難しいということなのかどちらか。
- 満 3 歳で利用終了という区切りだと、2 歳児クラスに当たる 4 月生まれの子はすぐ 3 歳になるので、そこで制度の利用終了となる。3 月生まれの子は、ほぼ 1 年丸々制度を使えるということなので、生まれ月によって随分違いが出てくると思う。
- その辺りでどのように考えておられるのか。3 歳のところは、もう十分枠は

ありますということなら、これ以上待機児童が生まれないと思うが、その辺りはいかがか。

（事務局：森川課長）

- 現在、事業を実施している2園のやり方では、2歳児のうち満3歳になるまではこの事業（乳児等通園支援事業）の利用対象として実施しているが、満3歳になった時から、月額利用料が乳児等通園支援事業の額ではなくなる。月額利用料が園が設定した額となり、少し上がるが、同じ施設で当該年度末まで継続して受入れていただいている。
- 満3歳になった瞬間にどこかに出されるという訳ではなく、今のところ2園とも基本的に子どもたちが満3歳になったら、そのままその幼稚園に入っていくようなイメージでやっている。

（福井委員）

- 今、2園とも幼稚園事業もやっているのだから、そのまま移行して入れると思うが、今後量的な拡大を考えた際に保育園でも事業を行うとなった場合、保育園のほうは「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）は分かるんだけど、もう定員がいっぱいで、満3歳になってから入る先は自分たちでは保証できない」といつも思っていて、量的に拡大されるとどうなっていくんだろうかという不安がある。

（事務局：森川課長）

- 制度を利用している児童は、2歳児の時点で保育を必要としていないので、おおむね幼稚園に行くのではないかと想像している。
- この制度は定期利用と柔軟利用があり、定期利用の場合は週1回か2回のように入数と曜日を決めて、同じ時間に通っているため、そのまま幼稚園に移行していくようなイメージ。柔軟利用はシステムで予約をして、月10時間の枠のなかで使いたいときに使う。
- 箕面市内に現時点で柔軟利用ができる施設はないが、箕面市外に柔軟利用ができる施設がある。国のシステムを利用して、市外でも使いたい時はエントリーして使うことができる仕組み。そういった方々がどのようにしていくのかは、その園がどのような形で運営しているかわからないので何とも言えないが、柔軟利用を使っているかたも現在何名もおられる。

(高橋委員)

- この制度が広がった時にキャパ的に受けられないということは起きないのか。例えば保育の利用推計はアンケートベースでやられているが、数値として増える前提でいるのか。それとも、人数の規模が小さいから、いけるだろうと考えているのかどちらか。

(事務局：森川課長)

- この制度にどのぐらいのニーズがあるのかが正直全く見えていない。今年始まったばかりなので経過を見る必要があると考えている。現段階では、保育が必要ではない方々のなかでもどちらかというとき保育の方がニーズが高いので、市としては、まずは一時保育の枠を確保したいと思っている。特に保育施設の事業者には一時保育の実施をお願いしているところである。

3. その他

(今後のスケジュールなどを事務局より説明)

4. 閉会